

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
1 地域の災害リスク	
(1) 地勢	
<p>日出町の地勢は、北西部に尼蔵岳 (455.8m)、岳ケ下山 (484.5m)、鳥屋岳 (590.1m)、唐木岳 (599.7m) などの鹿鳴越山系の山岳高原地帯で、山林が大部分を占めている。</p> <p>一方、南東部はなだらかな丘陵地帯で農地及び市街地、集落が広がっており、海岸線は、延長約 25 km にわたり、海食崖をなすところが多いが、海底は遠浅である。</p> <p>また、土地の地目別利用形態は、林野 54.7%、耕地 21.2%、宅地 7.0% 等となっており、県内平均と比べると耕地・宅地の割合が高く、林野率が低いのが特徴的である。</p>	
(2) 風水害等	
<p>町内の気候は、瀬戸内海型気候に含まれ、温暖で県内でも数少ない無霜地帯である。</p> <p>また、年平均降雨量は、1,466.9mm と比較的雨量の多い地域であり、大分県の気象災害の 9 割は台風、梅雨、低気圧 (前線) に伴う大雨による水害・土砂災害であり、当町も同様の状況であると考えている。</p> <p>当町の防災マップによると、背後に急傾斜の山間部を控えた豊岡地区及び日出地区内区画整理地域において、広範囲にわたり土砂災害警戒区域が広がっている。</p> <p>その他の災害として、活火山である鶴見岳・伽藍岳の火山防災マップでは、当町は主に南端地区において降灰が想定されている。</p>	
(3) 地震・津波	
<p>大分県中部地域において、主に影響を受けると考えられる地震の区分は、海溝型と活断層型であり、過去には別府湾を震源とする地震や周防灘断層地震などがあるが、活動間隔や地震の発生確率から、海溝型の南海トラフ巨大地震を喫緊の課題として捉えている。</p> <p>南海トラフ巨大地震について、平成 24 年に内閣府が公表したモデルケースでは、30 年以内に最大震度 5 強が発生する確率は 60~70%、50 年以内では 90% 以上とされている。</p> <p>当町の防災マップでは、河川流域や漁港などの沿岸部において、津波浸水想定区域が設定されており、日出港の工業地帯付近では、最大で 4 m の浸水が想定されている。</p> <p>想定される震源地ごとの被害状況は、次表のとおりである。</p>	
(4) 感染症	
<p>新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。</p>	

○ 具体的被害想定

想定項目	被害量	南海トラフ地震	別府湾の地震	周防灘断層地震
地震動	日出町の最大震度	5 強	7	5 弱
津波高	最大津波高	5.01m	4.8m	1.56m
	最大津波到達時間	108 分	48 分	90 分
	1 m津波到達時間	85 分	28 分	-
人的被害	死者数	172 人	420 人	1 人
	重傷者数	104 人	69 人	0 人
	中等傷者	202 人	150 人	0 人
建物等被害	全壊・焼失	3,786 棟	2,498 棟	2 棟
	半壊	664 棟	2,942 棟	1 棟
	床上浸水	42 棟	3,308 棟	1 棟
	床下浸水	149 棟	113 棟	1 棟
	ブロック塀倒壊	395 件	1,959 件	4 件
ライフライン被害	上水道影響人口	5,239 人	23,818 人	0 人
	下水道影響人口	19 人	96 人	0 人
	電力（停電率）	10%	12%	0%
	電力（不通率）	6.8%	15.7%	0.9%
生活支援	避難者数（1日後）	2,603 人	11,628 人	5 人
	仮設トイレ需要数	14 基	61 基	0 基
	瓦礫発生量	47,334t	334,290 t	181t
	ごみ発生量（家庭）	205t（3ヶ月）	1,247t（3ヶ月）	11t（3ヶ月）
	ごみ発生量（粗大ごみ）	183t（3ヶ月）	1,113t（3ヶ月）	9t（3ヶ月）

2 商工業者の状況

- ・商工業者等数 844 人
- ・小規模事業者数 653 人

○ 業種別商工業者数等の内訳 (単位：人・社)

	商工業者等	小規模事業者数	事業所の立地状況等
製 造 業	85	58	川崎、大神、豊岡地区を中心に点在しているが、浸水想定地域の川崎地区に最も多く立地している。
建 設 業	91	86	町内にほぼ均等に分布しているが、大半が浸水想定地域外である。
卸・小売業	283	192	町内各地区に点在するものの、日出、川崎地区に集中しており、中でも日出駅周辺(川崎地区)の多くの店舗は浸水想定地域内に立地している。
サービス業	327	267	日出地区の割合が比較的高いものの、町内全域に分布しており、豊岡漁港、日出漁港、大神漁港一体及び金井田川、丸尾川河口付近の浸水想定地域内にも散在している。
そ の 他	58	50	藤原地区が少ないものの、他は町内に点在している。
合 計	844	653	

3 これまでの取組

(1) 当町の取組

ア 日出町地域防災計画の策定、防災訓練の実施

昭和 36 年に施行された災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、日出町における地震・津波・その他の災害に対応するための活動体制及び防災活動体制の整備・確立を図るとともに、地震・津波・その他の災害に対する防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町土の保全と町民の生命、身体及び財産を地震・津波・その他の災害から保護することを目的に平成 11 年 2 月に「日出町防災計画（地震・津波対策編）」及び「日出町防災計画（風水害等対策編）」を策定後、4 回の改正を行い平成 29 年 4 月の災害対策基本法改正や熊本地震の検証結果を踏まえ、平成 30 年 3 月改正版により現在運用しているところである。

イ 防災に関する情報提供

防災マップや日出町地域防災計画、災害時の手引きなどを日出町ホームページに掲載し、情報提供を行っている。

また、防災無線や防災無線電話確認ダイヤル、大分県安全・安心メールにより、必要な情報を随時発信している。

なお、提供しているコンテンツは、次のとおりである。

① 防災マップ

過去の浸水区域や土砂災害警戒区域、地滑り、がけ崩れ、避難場所、AED 設置場所、医療機関、消防機関、防災倉庫などの場所を表示している。

② 災害時の手引き

平成 28 年 3 月に災害時の手引きを作成し、閲覧、ダウンロードできるようにした。

本書は、防災に関する意識を再確認してもらい、自治体等からの救助・援助（公助）が開始されるまでの災害初期に対する心構えを確認してもらうため、「まずは自分の身は自分で守る（自助）」そして、「地域を構成する一人として、地域の中でお互いに助け合う（共助）」ことを基本として作成している。

本書で記載していることが防災に関しての全てではないが、各人に応じて異なる防災及び減災意識を再確認してもらうためのものである。

③ 日出町から出される避難情報の区分

避難情報 3 区分を説明

④ 防災行政無線電話確認ダイヤル

防災行政無線を聞き逃した時の対応 0120-673-010

⑤ 災害に備える

地震や火災など災害の種類ごとに行うべき事前対策や発災後の行動指針等について情報提供を行うとともに、日出町地域防災計画（全 232 ページ）をダウンロードすることができる。

ウ 防災訓練の実施

県内を6ブロックに分けて総合防災訓練が毎年1ブロックごとに実施されている。

令和元年度は、日出町が属する東部地区の実施年度であったことから、日出町会場としては、

- ・ 孤立集落の救出訓練
- ・ 地域内物資輸送拠点の開設、運営訓練
- ・ 指定避難所の開設・運営、物資の受入れ訓練
- ・ 災害対策本部訓練
- ・ 災害ボランティアセンター立ち上げ準備訓練

などを実施し、訓練実施後のふり返しを行い、問題点・教訓を明らかにし、今後の対策の資とした。

なお、当日は、関係機関18団体、人員494名、車両31台及びドローン2機を使用して町内の広範囲にわたる場所において防災訓練を実施した。

エ 防災備蓄品

災害救助用毛布、ラジオライト、ハンドメガホン、2つ折アルミ担架、標識ロープ、コードリール、ステンレス携行缶、万能トイレⅠ、万能トイレⅡ（高齢者用）、トイレ用テント、トイレ用処理剤、緊急マット、テント、イージーアップテント、ブルーシート、発電機、防災用投光機、防災用資機材、救急箱、リヤカー、工業用扇風機、ジェットヒーター、ガードフェンス、ミラーシート、水中ポンプ、マンホールトイレ、大人用紙おむつ(大)、大人用紙おむつ(小)、子ども用紙おむつ(大)、子ども用紙おむつ(小)、クラッカー、アルファ米味付(75g)、アルファ米おかゆ(75g)、栄養補助食品、トイレットペーパー、粉ミルク(13g×10×10)、哺乳瓶、飲料水(2L)、飲料水(500ml)、生理用品、ウェットティッシュ、バルーン投光器、バルーン用三脚、バルーン用発電機、投光器、投光器用三脚、投光器用発電機、LED蛍光灯、大型エアーテント、エアーテント用充気装置収納箱、エアーテント用付属品収納箱、エアーテント用各種札、エアーテント用DSエアーマットLGY、エアーテント用発電機、資機材用発電機、資機材セット、電動削岩機(ハツリ機)、電気チェーンソー、エンジンカッター、手動式油圧カッター、大型バールセット、バール、石油温風暖房機(灯油)、ライフジャケット、簡易ベッド、寝袋、延長コード、ソフト担架、土嚢袋、ステンレス製クワ、金バケツ、デッキブラシ、ヘルメット、一輪車、丸型シャベル、角型シャベル、平バール、防雨ヘッドランプ、手み、文具セット、ダンボールベッド、ダンボールトイレ、ダンボールパーティション、受付用テント、非接触式電子温度計、ゴム手袋、防護ガウン、フェイスシールド、ポリエステル製パーティション

オ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

当町においても、新型インフルエンザの脅威から町民の健康を守り、安全を確保するため、平成27年3月に「日出町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

(2) 当会の取組

ア 事業者BCPに関する国の施策の周知

災害発生に備える必要性を認識していただくため、中小企業庁の「事業継続力強化計画認定制度」の概要や認定時のメリットについて、会報誌で広報するとともに、創業スクール等のセミナー開催時にも併せて周知した。

イ 事業者BCP策定セミナーの開催

平成30年11月に「中小企業・小規模事業者のためのBCPセミナー」を開催し、BCPの重要性と具体的取組みについての説明等を行った。

なお、講師には、東日本大震災及び熊本地震を契機にBCPの重要性を認識し、BCP策定に積極的に取り組んだ会員企業の代表者及び大分県内のBCP推進担当として、多くの事業者のBCP策定支援に関わっている東京海上日動火災保険(株)大分支店の担当課長による講義であり、実践的な内容であった。

ウ 損害保険への加入促進

東京海上日動火災保険(株)大分支店大分支社と連携し、BCPの個別支援及び地震保険を中心とした損害保険への加入促進を図っている。

エ 防災備蓄品

緊急用ホイッスル、2WAYドライバー、カッターナイフ、ライター、小袋(小銭入れ)、筆記用具セット、歯ブラシ、綿棒、マスク、携帯トイレ、45lポリ袋、バガストレー、プラカップ、割りばし、スプーン・フォークセット、2WAY懐中電灯、ラバー手袋、PEロープ、布テープ、レインポンチョ、EVAサンダル、アルミシート、アルミブランケット、エア枕、非常用給水バック、ラップ、アルミホイル、ボディタオル、ティッシュペーパー、携帯ラジオ、予備乾電池、USBモバイルバッテリー、車載スマホ充電ケーブル、工具類、水、お茶、紙コップ(プラスチック)、紙皿、カセットバーナー、バーベキューコンロ、木炭、大鍋、ゴミ袋、キッチンタオル、トイレトペーパー、テント、ブルーシート

オ 日出町が実施する防災訓練への参加

当会単独での防災訓練は行っていないが、日出町が今後実施する防災訓練に参加し、消火器やAEDの使用法のほか、地域内物資輸送拠点の開設・運営や避難所開設・物資の受入れ等への対応について体験し、発災時に備えたい。

II 課題

1 商工会の現状

当商工会における緊急時の取組みとして、「日出町商工会緊急時対応マニュアル」が作成されており、主に執務中の災害（地震、火災、風水害、病気等）発生を想定した事務局職員がとるべき行動を中心に定められているが、日出町や杵築日出警察署、日出町消防署等関係機関との協力体制が構築されておらず、また、当商工会と会員事業所との連絡協調の必要性、具体的連絡方法等について考えられていない。

加えて、発災時に必要となるノウハウを持っている職員や保険・共済に対して助言を行える職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

2 事業者の現状

大手企業と取引のある事業者やBCPに熱心な取引先を持つ事業者については、相手先からBCPを求められることが多く、必要に迫られBCPを策定している一部の製造・運輸業者がいるものの、大半の事業者は、その必要性を感じているものの具体的な取組みができていない現状にあり、自然災害が頻発したり、新型コロナウイルス感染症が蔓延する現状においては、その策定が急務となっている。

III 目標

地震や風水害等の緊急事態（自然災害、感染症等）が発生し、事業が中断した場合でも早急に事業を復旧させ経営への影響を必要最小限とすることが重要であることから、管内事業者の事業継続力強化のための取組みを次のとおり実施する。

1 BCPの必要性の周知と策定支援

管内事業者に災害リスクや感染症リスクとBCPの必要性を認識させるため、会報誌等で繰り返し広報を行うとともに、日出町やミラサポ等の専門家、損保会社等と連携し、事業者のBCP策定を支援する。

2 被害状況の把握方法等の確立

地区（日出、豊岡、藤原、川崎、大神）ごとに指名している連絡役員（8名）から各地区ごとの被災状況等を聴取するとともに、経営指導員等が巡回等による情報収集を行う体制を確立する。

3 発災時の日出町との連絡体制の確立

日出町地域防災計画の第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集伝達」に基づき上記2で把握した管内事業者の被災状況等について、商工会から町へ報告するとともに、日出町が把握している情報を共有するため、商工観光課と具体的連絡手段等を決定し、協調体制を確立する。

また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないため、

「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「町内感染者発生期」を細分化する。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年1月1日～令和7年3月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

日出町商工会と日出町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

日出町が策定している地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

ア 巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

特に、南海トラフ巨大地震において津波による浸水が予想される次の地域については、避難場所及び避難ルートの確認を確実に指導する。

- ・豊岡漁港、日出漁港及び大神漁港一体
- ・川崎地区の金井田川河口付近
- ・大神、真那井地区の丸尾川河口付近

イ 日出町商工会報や広報ひじ、両ホームページ、町ツイッター、町フェイスブックにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

ウ 事業者BCP策定に関する支援

- ① 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ② 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

エ 新型コロナウイルス感染症に関する支援

- ① 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ③ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和元年度日出町商工会事業継続計画を作成した。（別添）

(3) 関係団体等との連携

連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

(4) フォローアップ

ア 巡回指導時や窓口応対時など管内小規模事業者と接触する都度、事業者BCP策定状況等を確認するとともに、必要に応じ個別支援等を行う。

イ (仮称) 日出町事業継続力強化支援協議会 (構成員：当会、当町) を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害 (マグニチュード6弱の地震) が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う (訓練は必要に応じて実施する)。

2 発災後の対策

自然災害等の発生時には、人命救助が第一であり、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当町で共有する。)

ア 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

イ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日出町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

○ 安否確認対象と目標時間

区分	安否確認の対象及び方法	目標時間
日出町まちづくり推進課	職員：緊急連絡網 (携帯電話等) にて確認	1時間以内
日出町商工会	会長・職員：グループLINEにて確認 役員：(携帯) 電話にて確認 会員：役員を通じて地区ごとに確認	1時間以内 1日以内 2日以内

○ 確認結果の連絡

団体名	安否確認結果の連絡窓口		連絡方法
	第1順位	第2順位	
日出町まちづくり推進課	課長	商工係長	電話又はeメール (原則商工会から)
日出町商工会	事務局長	経営指導課長	

(2) 応急対策の方針決定

商工会と町とで把握した被害状況や被害規模に基づき、実施する応急対策の方針を決定する。

なお、策定にあたっては、次の判断基準に基づき、商工会と町とで協議の上、(仮称)日出町事業継続力支援協議会会長が決定する。

○ 応急対策の判断基準

被害規模	被害状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	<p>○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</p> <p>○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</p> <p>○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</p>	<p>①緊急相談窓口を設置し、応談</p> <p>②被害状況に応じた件数の把握</p> <p>③事業継続のための課題の把握</p> <p>④必要(実施可能)な具体的復興支援策の決定と実施</p>
被害がある	<p>○地区内1～数%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</p> <p>○地区内0.1～0.数%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</p>	<p>①緊急相談窓口を設置し、応談</p> <p>②被害状況に応じた件数の把握</p> <p>③事業継続のための課題の把握</p>
ほぼ被害ない	目立った被害の情報がない。	特に行わない

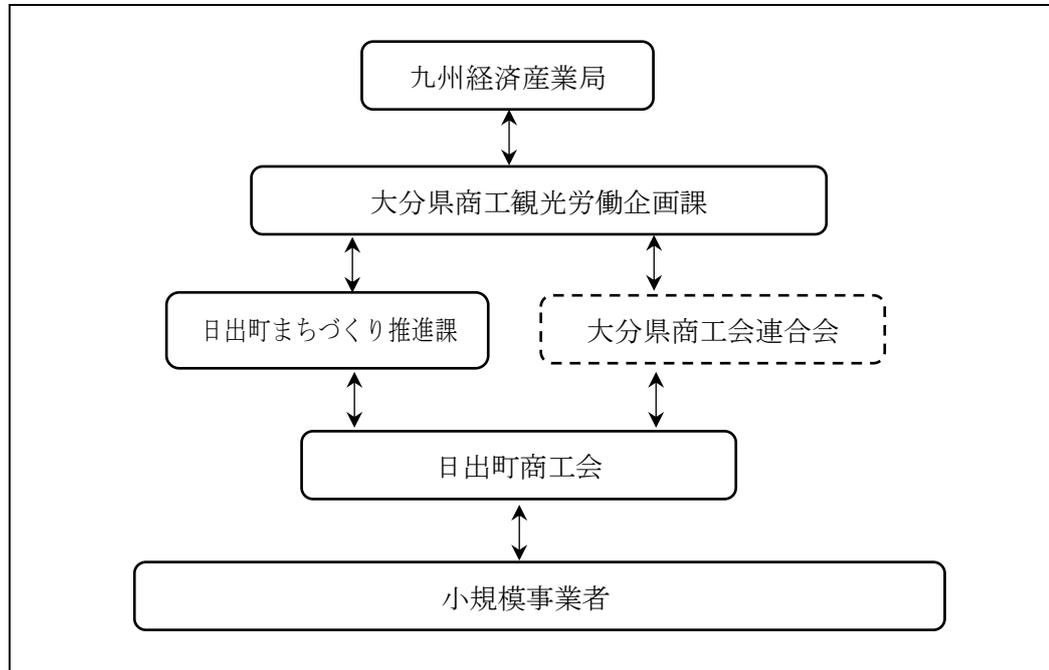
○ 商工会と日出町との情報共有サイクル

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回(9時、11時、14時及び16時)
2週間以内	1日に2回(9時及び14時)
1月以内	1日に1回(9時)
1か月超	2日に1回(9時)

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制等

ア 連絡体制の整備

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者に係る被害情報の迅速な報告及び指揮命令が行えるよう、次のとおり連絡体制を整備する。



イ 二次被害の防止策

二次被害を防止するため、被災地域で被害状況の把握や支援活動を行うことについては、(仮称)日出町事業継続力強化支援協議会会長が日出町災害対策本部の指示に従いながら、行動方針を決定し、当会に対し指示等を行う。

ウ 被害状況の把握等

被害額把握のための実態調査及び被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法は、次のとおりとする。

(7) 被害実態把握時においては、次の項目を調査・確認する。

- ①事業所名、所在地、業種
- ②被害額(事業の再建に必要な額)
- ③被害総額(事業用の土地、建物、機械設備等(コンピュータのプログラムデータを含む。)、商品、原材料及び仕掛品等に係る被害額をそれぞれに区分して把握する。)
- ④従業者数(事業主、家族従業員、役員を含む。)
- ⑤被害状況

※ ③～⑤は、可能な範囲で把握する。

(4) 被害額の算定は、中小企業経営者等が比較的簡便に評価できるよう、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針第2版」(財務診断モデルにおける緊急時被害想定方法)に基づき、次のとおりと直接被害額を見積もることとする。

○ 算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分 類	被害区分	被害程度の 目 安	被害額の算定基準	町災害対策 本部への 報告該当
非住家（店 舗・工場等） の 被 害	全 壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積 70%以上の損壊等。	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める	○
	半 壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの		○
	一 部 破 損	全壊・半壊に至らない破損（窓ガラス破損程度は除く。）	事業の復旧に必要な修繕費を求める。 （事業の復旧に直接関係ない経費は除く。）	○
	床 上 浸 水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水		○
	床 下 浸 水	床上に至らない程度に浸水したもの		○
商 工 被 害	商品・製品 仕 掛 品 原 材 料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める。	○
	構 築 物 車両・運搬具 工 具 器具・備品 機械・装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格又は修繕費を求める。	○

※ 被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする

その場合の記入方法として、業者の見積りの場合：（見）、取得価格の場合：（取）、概算の場合：（概）と表記して区分することとする。なお、構築物は、建物と一体となった建物附属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は、非住家被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む。）は、商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な試算のみを対象とする。

エ 共有した情報の県等への報告方法

当町と当会が共有した情報を、大分県の指定する方法で当町から大分県へ報告するとともに、当会は、県連に報告する。

(5) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

ア 相談窓口の開設

当町と当会は、協議の上、安全性が確認された場所において、商工業者のための相談窓口を開設する。

また、国又は県から相談窓口の設置に関し、特別の要請を受けた場合は、これに従い「特別相談窓口」を設置する。

イ 相談時の対応

(特別) 相談窓口においては、親切・丁寧の小規模事業者の相談に応じるとともに、次のとおり対応する。

- ① 地区内小規模事業者等の被害状況をより詳細に確認する。
- ② 応急時に有効な被災事業者に対する施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、周知する。
- ③ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(6) 地区内小規模事業者に対する復興支援

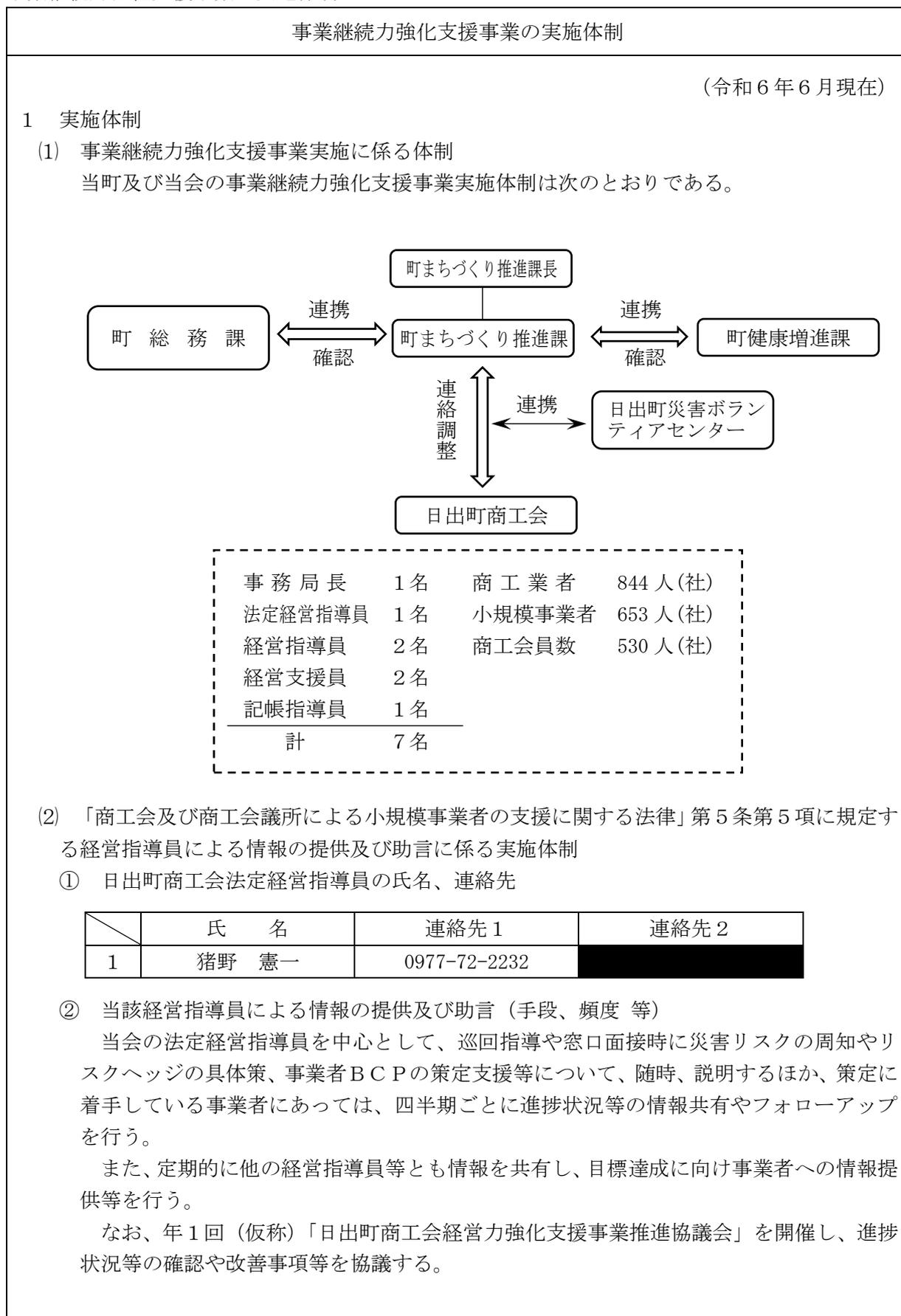
大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

なお、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について大分県東部振興局及び県連等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会及び関係機関の連絡先

① 日出町商工会

〒879-1506 大分県速見郡日出町2 6 1 2 - 2

TEL : 0977-72-2232 / FAX : 0977-72-1667

E-mail : info@hiji.oita-shokokai.or.jp

② 日出町 まちづくり推進課

〒879-1592 大分県速見郡日出町2 9 7 4 - 1

TEL : 0977-73-3158 / FAX : 0977-73-0843

E-mail : machizukuri@town.hiji.lg.jp

③ 日出町災害ボランティアネットワーク (日出町社会福祉協議会)

〒879-1502 大分県速見郡日出町藤原2 2 7 7 - 1

TEL : 0977-72-0323 / FAX : 0977-72-9785

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

区 分		年 度				
		2	3	4	5	6
必 要 な 資 金 の 額	1 BCP 策定セミナー ・講師謝金、旅費 ・広告料	35	35	35	35	35
	2 専門家派遣 ・専門家謝金、旅費等	65	65	65	65	65
	3 広報費 ・広報チラシ ・ポスター等	10	10	10	5	5
	4 会議費 ・外部有識者謝金、 同旅費	66	66	66	33	33
	5 教材費 ・BCP 策定マニュアル	20	20	10	0	0
	6 防災、感染症対策費	—	10	10	10	10
	合 計	196	206	196	148	148

(単位：千円)

調 達 方 法	
<p>会費収入、国・県・町補助金及び事業収入等から負担</p> <p>ただし、上記経費のうち、講師や専門家に係る謝金・旅費については、必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときは、当該経費が減額になる場合がある。</p>	

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連 携 体 制 図 等